

訓練実施機関の皆様へ



◎ 認定職業訓練実施奨励金について

求職者支援訓練が円滑かつ効果的に実施されるよう、訓練実施機関に対して、認定職業訓練実施基本奨励金【基本奨励金】と、認定職業訓練実施付加奨励金【付加奨励金】を支給します。

他に、託児サービス支援付き訓練として認定され、託児サービスを提供に要した経費については訓練施設内保育実施奨励金【保育奨励金】として支給します。

基礎コースは基本奨励金、実践コースは基本奨励金と付加奨励金の支給申請ができます。

基本・付加奨励金支給申請書類の代表者印の押印を省略できるようになったことにより様式が改正されました。(R2.12改正)

▶ 詳細は申請書類ページ内記載例をご覧ください。

申請書類	様式ダウンロード、申請の際に必要な書類・添付書類の詳細	R2.12更新
留意事項 PDF(437KB)	訓練奨励金 留意事項 (各奨励金の説明と注意事項を記載しています)	R1.9更新
リーフレット PDF(1MB)	奨励金詳細リーフレット (特例措置の実施についての追記あり) 『認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内』	R3.2更新
NEW 基本奨励金の 特例措置 PDF(1MB)	介護分野等の訓練における奨励金詳細リーフレット 『認定職業訓練実施奨励金の特例措置のご案内』	R3.2追加



◎ 職業訓練受講給付金支給申請書 (様式B-6)



【⑭～⑱欄 受講証明について】

様式B-6 PDF(309KB)	様式B-6の記載例
感染症に感染した場合等の対応	<p>(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構HP内 「求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項」の別添6「求職者支援訓練の受講者が感染症に感染した場合等の対応について」を参照ください。</p> <p>※基本奨励金申請時における当該取扱いは、上部「留意事項」を参照ください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染関連の取扱いについて (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構HP内「求職者支援訓練の認定を受けられた機関の方へ」のお知らせをご参照ください。</p>

■ 求職者支援訓練についてのお問合せ ■

長崎労働局職業安定部 訓練室
TEL : 095-801-0044
FAX : 095-801-0041

